

安全・適正委員会からのお知らせ No. 79

今年も “3つの事故ゼロ” を目指します！

年間事故件数 30 件以下

- ☆死亡事故及び重篤事故ゼロ
- ☆カート整理中の事故ゼロ
- ☆機械刈除草中の飛び石事故ゼロ

※重篤事故…死亡又は入院 6 ヶ月以上の事故

就業先への行き帰りでの事故のうち、自転車での事故が目立っています。必ずヘルメットを着用することと、自転車の賠償保険に加入することをお願いします。



安全就業に抵触する会員への取扱基準※

名古屋市シルバー人材センターでは、会員が就業中に事故を起こした場合の基準が定められています。安全に注意し事故を起こさないように注意してください。

【基準の内容】 ※令和6年4月安全就業チェックシート作成職種が拡大されます。

●事故（傷害事故、賠償事故ともに）を起こした場合

- ①「事故カルテ」を提出していただきます。
- ②支部安全・適正対策委員会から注意、指導を受けます。
- ③事故日から1年以内にセンター実施の「安全就業研修」への参加が義務付けられています。

●機械刈除草、植木手入れ、屋内清掃、家事援助及びカート整理の作業中に賠償事故を起こした場合、並びにその他職種での対人賠償事故及び重大な対物賠償事故を起こした場合

- ①～③に加え
 - ・その後5回、就業のある月の最初の就業時に安全就業チェックシートを作成し、センターに提出していただきます。

●過去3年間に賠償事故歴のある会員が、2度目の賠償事故を起こした場合

- ①～③に加え
 - ・支部安全・適正対策委員会に出席し、事故状況を説明していただきます。
 - ・就業中止 1 カ月の取扱いを受けます。
 - ・就業中止期間中はいかなる仕事への就業および就業への応募はできません。

●悪質で問題のある事故を起こしたり問題のある就業をした場合

- 過去3年間に就業中止の取扱い歴のある会員が、再び賠償事故を起こしたとき。
- 酒気帯びで就業したとき。
- 会員就業規約、会員安全就業規程、職種別安全就業基準等に規定する留意事項、遵守義務を守らず、悪質で重大な事故を起こしたとき。

- ①～③に加え
 - ・支部安全・適正対策委員会に出席し事故状況を説明していただきます。
 - ・就業中止 3 カ月以上 1 年以内の取扱いを受けます。
 - ・就業中止期間中はいかなる仕事への就業および就業への応募はできません。賠償金の全額または一部を負担していただきます。

事故が発生したら

必要に応じて警察・救急への連絡などの対応をした後、速やかに支部に連絡してください。

請負・委任のお仕事の場合の流れ

センターの請負・委任の仕事は雇用関係がありませんので、労災保険は適用されません。万が一の事故に備えて、センターでは保険会社とシルバー保険の契約を結び一定の補償をさせていただきます。

自分自身がケガをした場合（傷害事故）

工作中や仕事の行き帰りの途中でケガをした場合は、必要に応じて、医療機関に受診してください。その後、速やかに担当支部に事故やケガの状況を連絡してください。請負および委任のお仕事の場合はシルバー保険での対応となります。労災保険の適用にはなりませんので、各自の健康保険証で治療を受けてください。医療機関に支払う治療費、入院費、薬剤費等は会員自身の負担となります。

（傷害保険）

死亡保険金	最高600万円	事故日から180日以内にそのケガのため死亡したとき
後遺障害保険金	最高600万円	事故日から180日以内にそのケガのため後遺障害が生じたとき、その程度に応じて支払われます
入院保険金	日額4,500円	ケガにより入院した場合に事故日から180日以内を対象に支払われます
通院保険金	日額3,000円	ケガにより医師の治療を受けたときに事故日から180日以内を対象に、最高90日分まで支払われます。ただし、 <u>就業を中断している場合に限り</u> ます。

※労災保険は適用されないため、休業補償はありません。

仕事中に他人を傷つけたり、物を壊してしまった場合（賠償事故）

→被害者の方にお詫びし、直ちに事故の内容を担当支部に連絡してください。

（賠償責任保険）

対人保険金	最高 1名5,000万円/1事故1億円
対物保険金	最高1事故1,000万円



注意してください

- ・事故が起きたら直ちに支部に報告してください。保険約款上30日以内に保険会社に報告が必要です。
- ・会員さんの持病等に起因した事故については補償の対象とならない場合があります。
- ・草花や植木、ペット等生き物への損害、機械刈除草でカルマー刃以外の刃を使用していた場合の事故については、賠償責任保険の対象となりませんので十分気をつけてください。
- ・自動車運転中の事故についても対象外となります。

派遣のお仕事の場合の流れ

派遣のお仕事で事故が発生した場合は、上記のシルバー保険は適用されません。

業務上及び通勤途上において病気やケガをした場合やその病気やケガによって休業、死亡及び障害となった場合に、労災保険の手続きをします。

工作中や通勤途上で事故が発生した場合は、速やかにセンターと派遣先に詳しい状況を報告してください。